

北部地域障がい者相談支援センター運営業務  
プロポーザル実施要領

唐津市福祉こども部障がい者支援課

令和 7 年 1 月 2 日

# 北部地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づき、唐津市及び玄海町（以下「本市等」という。）が共同で設置する北部地域障がい者相談支援センター運営事業に係る業務の委託候補事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

北部地域障がい者相談支援センター運営業務

### (2) 業務内容

別紙「北部地域障がい者相談支援センター運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (3) 契約の概要

① 契約締結日 令和7年2月下旬（予定）

② 契約期間 契約締結日から令和11年3月31日まで

③ 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

④ 準備期間 契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とし、受託法人によるセンターの開所は、令和8年4月1日とする。

⑤ 契約方法 公募型プロポーザル方式により選定された受託候補法人と随意契約を行う。

### (4) 提案上限額

金126,313,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、各会計年度の提案上限額は次のとおりとする。

令和8年度 40,755,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和9年度 41,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

令和10年度 43,758,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

※提案金額は、契約金額や予定価格を示すものではなく、提案に当たっては提案上限額を超えないものとする。

- (5) 設置場所は、唐津市障がい者支援センターりんく（唐津市東城内1番3号）2階とする。

### 3 参加要件

参加申込期日時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 唐津市内において、唐津市から指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の指定を受けている事業所を有していること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 唐津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）により、更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）により、再生手續開始の申立中又は再生手續中でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）により、破産手續開始の申立中又は開始決定手續中でないこと。
- (8) 障害者総合支援法に規定する指定欠格事由に該当しないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (10) 個人情報等の機密情報の取扱いに係る法人内部の規程を整備し、その実質的な運用が行われていること。
- (11) 代表者及び役員等が次に掲げるいずれかに該当する者でないこと、又は次

に掲げる者が経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4 参加資格の喪失

プロポーザル参加事業者がプロポーザル審査の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、当該参加事業者のプロポーザル参加資格を取り消すものとする。

- (1) 本実施要領の内容に違反した場合
- (2) 参加の採否の働きかけを行う目的で、応募者またはその関係者が直接または間接的に本市等職員などと接触をした場合
- (3) その他、次に掲げる行為があった場合
  - ア 応募書類等に虚偽があるとき
  - イ その他不正な行為があるとき
  - ウ 正当な理由なく本プロポーザル審査を欠席した場合

#### 5 全体スケジュール

① 募集開始	令和7年12月5日（金）
--------	--------------

② 質問書受付期限	令和8年1月7日（水）午後5時 まで
③ 質問回答	令和8年1月9日（金）
④ 応募書類等提出期限	令和8年1月14日（水）午後5時 まで
⑤ プレゼンテーション審査	令和8年1月27日（火）午後2時 から
⑥ 審査結果通知	プレゼンテーション審査終了後お おむね2週間以内
⑦ 契約締結	令和8年2月下旬

## 6 応募書類等の提出

### (1) 必要書類

応募に必要な書類一覧（9ページ参照）のとおり

### (2) 提出部数

正本1部、副本11部、合計12部提出すること。

正本は、原本証明や法人の押印があるものとし、副本は正本を複製したこと。

### (3) 作成にあたっての留意事項

① A4版縦型フラットファイルに左綴じとし、表紙に「北部地域障がい者相談支援センター運営業務受託法人公募申込」「応募法人名」を記載すること。

② 繰り方については「応募に必要な書類一覧」の順番どおりとする。

③ 指定様式の変更は認めない。また、応募書類は白黒1色刷りで、10.5ポイント以上で作成すること。ただし、指定様式の補足資料の添付は可能とする。

(4) 提出後の書類の変更等による再提出は、提出期間内に限り認める。また、プレゼンテーション審査時の追加・差替資料の提出・提示は認めない。

## 7 提出期間等について

### (1) 提出期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月14日（水）午後5時まで

### (2) 提出場所

〒847-0016 唐津市東城内1番3号

唐津市福祉こども部障がい者支援課

### (3) 提出方法

障がい者支援課窓口開所時間（午前8時30分～午後5時15分）に持参すること。（郵送、メール、FAX不可）

※土日祝日及び年末年始（令和7年12月27（土）～令和8年1月4日（月））は受け付けない。

### (4) その他

本実施要領及び仕様書に定めのない事項は、本市等と応募者において別途協議する。

## 8 質問の受付等

### (1) 受付期間

令和7年12月5日（金）から令和8年1月7日（水）午後5時まで

### (2) 質問方法

質問書（第10号様式）を電子メールで提出すること。質問者は提出後に必ず電話で受信確認を行うこと。

### (3) 電子メールアドレス及び連絡先

電子メールアドレス：shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

連絡先：障がい者支援課 0955-72-9150

### (4) 回答

令和8年1月9日（金）まで唐津市ホームページに隨時掲載する。

## 9 審査内容

本業務におけるプロポーザル参加者を総合的に審査評価するため、北部地域障がい者相談支援センター運営業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行う。

- (1) 審査委員会は、参加者からのプレゼンテーション及び応募書類等に関する質疑応答を実施し、提案内容の審査を行うものとする。

別に定める審査基準に基づき各委員が参加者ごとに評価を行い、各委員の評価の合計点数を委員の数で除して得た点数（少数点以下第2位まで求める。以下「平均点数」という。）を算出し、その平均点数が最も高い参加者を受託候補者とする。

ただし、平均点数が150点（250点満点の6割）に満たない者は選定の対象としない。平均点数が同点となる参加者があるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

- (2) 参加者が1者の場合であっても審査を実施する。

## 10 プrezentationの審査

- (1) 実施日程（予定）

令和8年1月27日 午後2時から（場所は別途通知）

- (2) 発表時間（予定）

55分程度

① 準備 5分以内

② プrezentation 30分以内

③ 質疑 20分程度

- (3) 出席者

3人以内とし、実務担当予定者及び事業の運営等への質問に対し説明や回答ができる者を出席させること。

- (4) 順番等

プレゼンテーションは、原則応募書類の受付順で実施するものとし、事前

に提出した提案書等をもとに行う。

## 1.1 審査結果について

審査結果は、参加者全員に対して書面にて通知する。あわせて市のホームページにおいて、審査結果の公表を行う。なお、審査結果に対する問い合わせには応じないものとし、内容に対する異議申し立ては認めないものとする。

## 1.2 プロポーザルに関する留意事項

- (1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) プレゼンテーションは非公開とする。

## 1.3 契約締結に向けての協議

- (1) 委託業務の実施に際しては、提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
- (2) 優先交渉権者と本要領及び仕様書、提案書等を基に契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。
- (3) 受託候補者が失格事項に該当した場合又はそのほかの理由により契約の締結が不可能となった場合は、審査結果の次点の者と契約締結に向けて協議を行うものとする。

## 1.4 その他

- (1) 本プロポーザルに関する事前説明会は開催しない。
- (2) 本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。やむを得ない事由によりプロポーザル審査が中止又は延期された場合においても、それまでに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 提出書類の取扱い  
ア 提案は、1者につき1案とする。

イ 提出された提案書類は返却しない。

ウ 提出書類については、本業務の審査のみに使用し、それ以外の利用については、参加者に了承を得るものとする。

エ 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。

(4) 提案書等の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、市と契約に至った者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市はあらかじめ受託者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 提案書は全て市の公文書となり、公開の対象になり得ることを理解のうえ提出すること。ただし、唐津市情報公開条例第5条第1項各号に定める不開示情報に該当する場合（特定の個人を識別することができるもの、参加者の権利や競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるもの等）は、非公開とする。

(6) プレゼンテーションに必要となる機材はプロジェクターのみ市が用意する。

(7) 応募書類等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（第16号様式）を提出すること。

(8) 本要領に定めのない事項については、別途本市の指示によるものとする。

事務局（問い合わせ先・提出先）

〒847-0016

唐津市東城内1番3号（唐津市障がい者支援センター「りんく」内）

唐津市福祉こども部障がい者支援課 担当：佐々木

電話：0955-72-9150

E-mail : shougai-shien@city.karatsu.lg.jp

## 応募に必要な書類一覧

No.	提出書類	様式	備考
1	参加申込書兼誓約書	様式第1号	
2	法人の概要等	様式第2号	
3	相談支援事業の実績書	様式第3号	
4	配置予定職員に関する調書	様式第4号	
5	配置予定職員の経歴書	様式第5号	様式第5号の1、2
6	運営体制	様式第6号	
7	課題と役割	様式第7号	
8	提案書	様式第8号	
9	見積書	様式第9号	